

交第1号議案 横浜市交通事業の設置等に関する条例の一部改正

1 趣旨

市営交通事業（バス・地下鉄）は、これまで一般会計からの赤字補填を目的とした補助金に頼らない自主自立の健全経営を掲げ、令和元年度まで約10年にわたり経常黒字を続けてきました。

しかしながら、コロナ禍に端を発した「新しい日常」の定着による急激な利用者数の減少により、両事業ともに経験したことのない経営危機に直面しております。

こうした状況の中でも、市民のみなさまの足である市営交通サービスを安定的に維持し続けるためには、徹底した効率化と中長期的な視点に基づく経営基盤の強化が必要です。さらに、交通局では、現在の中期経営計画が令和4年度で最終年度を迎えることから、令和5年度からの新たな中期経営計画を策定していく必要もあります。

そこで、幅広い視点で経営改善に資する知見や手法を取り入れるため、外部有識者から市営交通の経営に関する意見聴取や諮問を行う常設の附属機関として「横浜市営交通経営審議会」を設置します。

2 審議会の概要

(1) 設置形態

① 附属機関の名称

横浜市営交通経営審議会

② 根拠法令

地方公営企業法第14条を根拠とした事業管理者の附属機関とすることから、「横浜市交通事業の設置等に関する条例」を一部改正します。

(2) 審議内容（担当事務）

交通事業管理者の権限に属する事項で、市営交通の経営に関する助言及び提言

- ・事業環境を踏まえた安定的な企業経営のための中期経営計画の策定及び振り返り等ガバナンスの強化策
- ・効率的で中長期的な視点に基づく経営基盤の強化策
- ・その他市営交通の経営改善に資すること

(3) 委員構成

会長を含め5名の組織体とし、交通事業（バス・地下鉄）や公営企業の経営に精通した専門家、交通施策等の学識者、企業経営者、公認会計士などから委員を選定します。

その他、必要に応じて臨時委員・専門委員等の配置もできることとします。

(4) 今後の予定

次期中期経営計画の策定に向けて概ね1年間（5回程度）の審議会の開催を予定しております。その後も中期経営計画の振り返りなどのため、年に1～2回程度の審議회를継続的に開催する予定です。

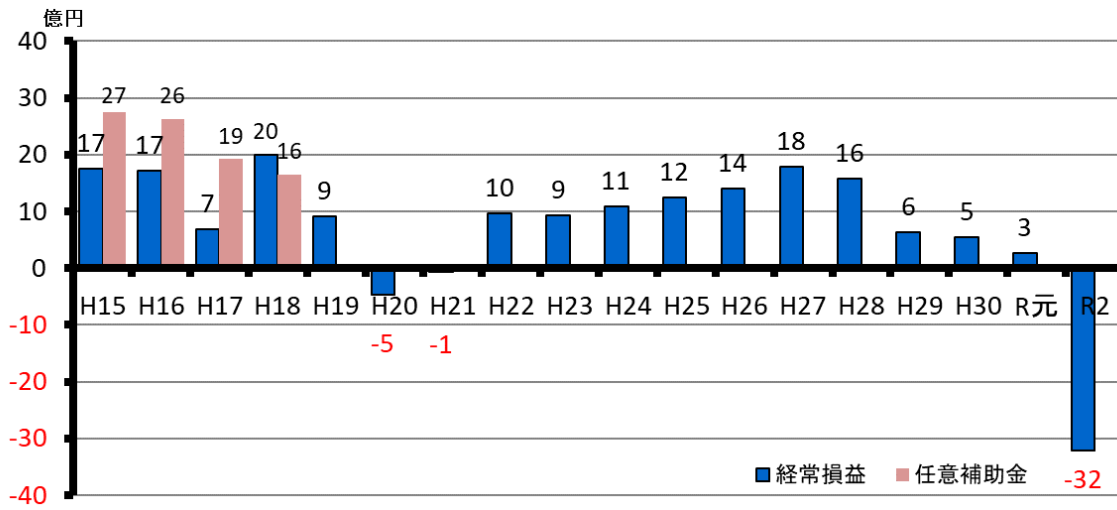
なお、審議内容については、随時、常任委員会に報告するとともに、局ホームページでも公表します。

3 施行日

公布の日

(参考)

【バス事業の経常損益と任意補助金の推移】



【地下鉄事業の経常損益と任意補助金の推移】

